

県工事成績考査結果公表要領（平成18年4月14日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1（略）</p> <p>（<u>閲覧方式による公表</u>）</p> <p>第2 考査結果の公表は、<u>作成要領別記様式評定点採点表（以下「採点表」という。）の写しによるものとし、その方法は次のとおりとする。</u></p> <p>（1）本庁各課（室）発注に係る工事については、検査課において閲覧方式により行うものとする。</p> <p>（2）地方公所発注に係る工事については、当該地方公所において閲覧方式により行うものとする。</p> <p>第3（略）</p> <p>（公表一覧表の作成）</p> <p>第4 検査課長及び各地方公所長は、それぞれ県工事成績考査結果公表一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、<u>採点表</u>の写しと合わせて閲覧に供するものとする。</p> <p>2 本庁各課（室）長は、工事成績考査結果通知書の送付後（説明請求の申し立てがあった場合は確定後）速やかに採点表の写しを検査課へ提出するものとする。</p> <p>第5（略）</p> <p>（<u>ホームページによる公表</u>）</p> <p>第6 <u>検査課長は、工事を受注した企業の工事成績考査結果の平均点について、検査課のホームページで公表するものとする。</u></p>	<p>第1（略）</p> <p>（<u>公表方法</u>）</p> <p>第2 考査結果の公表方法は、<u>次の通りとする。</u></p> <p>（1）本庁各課（室）発注に係る工事については、検査課において閲覧方式により行うものとする。</p> <p>（2）地方公所発注に係る工事については、当該地方公所において閲覧方式により行うものとする。</p> <p>第3（略）</p> <p>（公表一覧表の作成）</p> <p>第4 検査課長及び各地方公所長は、それぞれ県工事成績考査結果公表一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、<u>作成要領別記様式評定点採点表（以下「採点表」という。）</u>の写しと合わせて閲覧に供するものとする。</p> <p>2 本庁各課（室）長は、工事成績考査結果通知書の送付後（説明請求の申し立てがあった場合は確定後）速やかに採点表の写しを検査課へ提出するものとする。</p> <p>第5（略）</p>

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。